平成２７年（フ）第１８４号
山形市すげさわの丘１番地３
債務者　樋口　明夫
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　　永
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８２３号
神戸市兵庫区熊野町５丁目６番12―201号
債務者　新開地ホルモン食堂こと　足立　歳一
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　昌利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２４号
神戸市兵庫区熊野町５丁目６番12―201号
債務者　足立　慶子（旧姓坂瀬）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　昌利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９１７号
兵庫県三木市志染町吉田1241番地の136
債務者　事務用品モリタこと　森田　和彦
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川　隆二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０３号
大阪府岸和田市春木旭町22番40号
債務者　藤田　拓也
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３７９号
愛知県安城市桜井町五ヶ野13番地２　サービス付高齢者住宅花むすび、前住所愛知県安城市三河安城町２丁目19番地10　エコロジーマンション三河安城102
債務者　秋山　一成
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３１号
和歌山県紀の川市東野50番地２
債務者　髙居久美子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３３３号
和歌山県岩出市新田広芝195番地の７
債務者　正谷　京子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３３６号
和歌山県海南市下津町小南306番地
債務者　倉増　　聡
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４９号
和歌山市有本269番地１　グリーンヒルミヤケⅠ―203号室、住民票上の住所和歌山県海南市大野中1056番地218
債務者　山本　和志
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３５０号
和歌山市美園町４丁目87番地　清和マンション３・Ｃ
債務者　久保　卓也
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３５１号
和歌山市美園町４丁目87番地　清和マンション３・Ｃ
債務者　久保　昌子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３７号
岡山県倉敷市神田１丁目９番14号　プチパール88Ｂ―101
債務者　太田　智久
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２３８号
岡山県倉敷市中庄団地５番１―33号
債務者　田中　功平
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
青森県上北郡おいらせ町向山南3041番地56
債務者　板橋真由良
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第７１号
青森県十和田市西十六番町29番23号　江刺家武志　方
債務者　江刺家政志
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第７２号
青森県十和田市大字洞内字井戸頭144番地432
債務者　末田美奈子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
青森地方裁判所十和田支部